

日本産業保健法学会の設立

—発起人・三柴丈典近畿大学教授に設立の背景・活動の方向性を聞く—

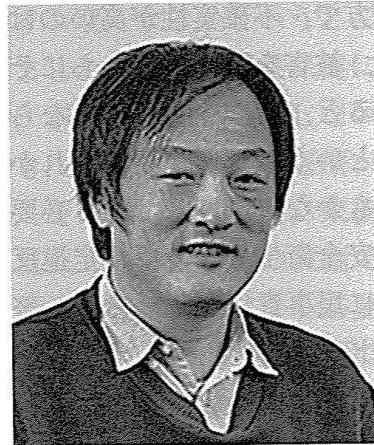
森 晃爾広報委員長 本年11月1日に発足した日本産業保健法学会につきまして、その中心を担われてきた近畿大学法学部教授の三柴丈典教授にお話を聞きたいと思います。

日本産業保健法学会設立の背景

森 まず、設立の背景についてお話しいただけますでしょうか。

三柴 私は、これまで労働安全衛生法を専門的に研究してきました。その過程で、産業医の先生との接点が生まれ、2011年に設立した産業保健法学会研究会で、6日間に渡る体系的な講習を行い、さらには認定試験を実施するなかで、産業保健にとっての法知識の必要性、実務で使える法知識についてのニーズが高いことがわかつてきました。

さらに、最近、産業医が訴えられるような事件、訴えられなくてもかなり深くかかわる事件というのが増えてきています。それを象徴するものとして神奈川SR経営労務センター事件ということがあります。このケースでは、そもそも人事労務のプロであるはずの社労士のセンターが舞台になっていて、なおかつ顧問弁護士もいて、嘱託の産業医もいる中で、4つの訴訟が起こされるまでに火が燃え広がっています。つまり、これまでの専門分野の対



三柴丈典氏*

応力だけでは対応できない問題が増えてきています。産業保健の専門家には、法の情報、法の知識をベースにしながらも、関係分野の知恵を借りて、さらに、大人力と言いますか、そういうものも身につけていく必要があるのだろう、それを学問的に体系化すると専門家や社会の役に立つのではないかというように考えたということです。

森 今、お話にあった民事訴訟での問題の解決という話と、労働法の中の労働安全衛生法の話の関係について、今回の学会の中ではどういう位置づけになっているか、少し追加していただけますでしょうか。

三柴 法律論の主な所掌、縄張りと言いますか、その守備範囲というのは基本的に起きてしまった問題の解決なんですね。これは刑法の場合は犯罪として処罰するという作業になります。一方で民事の場合は揉め事を裁断して解決を図るという作業になります。起き

*三柴丈典 [みしば たけのり]

近畿大学法学部教授

た問題の後片付けといつても民事・刑事で性格が異なりますが、基本的には後片付けが法律論の主なテリトリーでした。

その前提で、労働安全衛生法違反というのは、よほど悪質なもの、重いものであれば、刑事処罰の対象になります。犯罪処罰の対象になってくるということですね。悪質とまでは言えないものも、行政処分の対象にはなります。一方で、不確実性が高いのは民事のほうでして、被害を訴える人たちにその責任を追及されると、時間やお金のみならず、裁判で負けたというレッテルが貼られかねないので、ここもかなり気にして動く必要があります。労働安全衛生法の義務規定違反があれば、ほぼ確実に民事責任が認められ、努力義務規定やガイドライン違反でも、事件の筋によつては民事責任が認められます。

もっとも、労働安全衛生法の最大の特徴は、起きたしまった問題を犯罪として処罰したり、当事者に民事上の責任を課したりするというより、人間の安全行動への働きかけを通じて予防を狙っている点にあります。過去に生じた災害等の再発防止策を、具体的な行動の基準や体制、手続きなど、さまざまな手法を駆使して図ろうとしており、経営上のリスク管理学、持続的な経営のためのエッセンスを詰め込んだような体系になっています。これは法律論の中でも非常に特殊だと考えられます。

日本産業保健法学会の活動の方向性

森 今回、新たな学会を立ち上げられて、法律を一つの共通の言語として、様々な法律、労働安全衛生にかかる問題を言語化していくというのが方向性だというように理解しましたが、具体的に今回の学会で特にどんなことをやっていかれようとされているのでしょうか。

三柴 まず、学会がやろうとしていることをよく象徴する例を挙げますと、最近、COVID-19問題が生じましたので、それに関する労務のトラブルを解決するためのQ & Aというのを、弁護士のプロジェクトチームを作つて学会のWebサイトに掲げました。また、つい昨日ですけれども、JAOHL（学会の英語名称の略称）相談室というのを作りまして、弁護士、産業医、心理職等が、無償で産業保健に関するトラブル等の問題に答えるという取り組みも始めています。もちろん、関係分野の最先端の開発も重視しますが、おそらくここまで実務志向の学会というのは、少なくとも法学系ではないと思います。

また、来年の9月23日と24日には第1回大会を開催する予定で、そのプログラムも、この学会のやろうとしている方向性をよく示しているとは思います。例えば、教育講演では、諸外国でのハラスマント規制の効果やSDGsと労働安全衛生法の関係にも触れていただく予定です。それからモバイルワークの健康管理政策と法というテーマを設けています。非常に重要な課題として化学物質管理があります。これについては、アスペクト訴訟や胆管癌問題等々ですね、そういうものを一つの象徴的課題として、法政策は未解明ないし現場対応が難しい化学物質のリスクなどにどう取り組めばいいのかということを、論じていこうというように考えています。また、産業医制度の今後についても、建設的な問題提起もベースにして、しっかりと議論ができるかなと考えています。

また、模擬裁判も考えていますし、関係学問の最前線に関しても、しっかりと打ち出していくこうと思います。

それから学会の射程について図で説明したいと思います。軸として未然防止から事後解決、また、マクロレベルからミクロレベルと

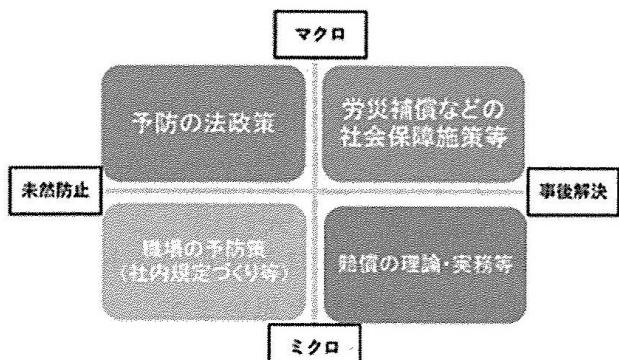


図 学会の射程

いうように立てたとしますと、その4象限すべてを扱うということになります。例えばマクロレベルで未然防止となれば、今後の安全衛生法をどうしていくべきかというような課題になります。ミクロレベルで未然防止となりますと、実は職場の健康管理規定などの職場のルールをどう作るかという課題になってきます。ルールをうまく使うと、例えばメンタル不調者の減少につながるというデータも、私が行った社会調査で出ていまして、それはその職場ごとの関係者の納得に貢献するという面が大きいのかなというように分析しております。

当面の課題も学会のウェブサイト等に掲げています（表）。これがすべてではありませんけれども、この中で筆頭に掲げた課題のみ紹

介させていただきますと、連携的な産業保健を促す法制度の在り方というようにしています。これは、法学者にとっては実はちょっと発想の転換を求められる話です。法律論というのは、要するに敵、味方を分けて間を取るという考え方になるんですね。ですから労働法であれば、基本的に労使は対立する、利害が対立するという前提に立ち、その間をどのようにライン取りするかというところを学問にしてきました。他方、産業保健においては、労使とも、不調者が出て得はしないので、その両方とも、そして、外部の医療・リハビリ・福祉機関、その他の専門機関、家族なども全て資源と見立て、それぞれの役割で何ができるのかというように考えていく必要がある訳です。本学会では、それを法制度で促すはどうしたらいいのかを検討していきます。

森 この学会が課題解決志向であり、法学の世界の立場でもチャレンジされようとしていることがよく伝わってきました。そのためには、学際的なメンバーが本当に必要になってくるなと思いました。今回、だいたい学会員はどのようなメンバーで構成されていくイメージなんでしょうか？

三柴 名称は法学会というようにしていますけれども、法学の分野では、関心をきちんと

表 当面の検討課題

- (1) 様々なステークホルダーによる連携的な産業保健を促す法制度の在り方
- (2) 多様で濃密な働き方の行き先、生じ得る健康問題と法的規制の在り方
- (3) 兼業者や雇用類似の契約者の増加等に対応する安全衛生の確保策
- (4) これからの中の化学物質管理と法
- (5) 診断学や病理学等の進化を念頭に置いた、脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定や治癒の判定基準
- (6) 脳心臓疾患や精神疾患以外の健康障害への労災補償の射程
- (7) 健康情報の適正な取扱いの在り方
- (8) 適正な休職・復職判定の在り方
- (9) パーソナリティや発達の問題が窺われる従業員への適正な対応の在り方（合理的配慮のありようを含む）
- (10) ハラスメントへの実効的対応策

持ってくださる方が多くありません。しかし最近では、法学も今までのやり方ではいけないということで、新しいこと、面白いことに手を伸ばそうと考える先生方が出てきており、協力してくださっているという状況ですね。代表理事で労働法学の大家でいらっしゃる中嶋先生は、大所高所からこの学会の運営をご指導下さっています。また、労政審議会長の鎌田先生であったり、労働安全衛生法を作られた先生であったり、そういう方々も、協力者に名を連ねてくださり、鎌田先生などは、理事として熱心に運営にかかわってくださっています。ただ、現状では、おそらくは、産業保健にとって法律知識が必要という認識から、医学、保健学系の先生方のご助力が多く得られている状況です。心理学系の先生も産業に関心を持たれている先生、そこで研究をされているような先生は、積極的にかかわってくださっています。

森 労働安全衛生コンサルタント会には、労働安全の専門家もいますが、労働安全に関する範囲は今回の学会の中でどのような位置づけなんでしょうか。

三柴 結論から申し上げますと、中心的にご活動頂きたい方々と考えています。最終的には安全衛生全般に貢献する団体としたいんですけども、しかし、法学を看板に掲げる以上、法学的にテーマになる課題を取り上げないといけなく、その意味では、やはり冒頭申し上げたように健康問題というのは、法的に揉めやすい、法的な紛争に発展しやすいので、現に事件も多いわけです。健康問題に関する法律論を取っ掛かりにして、関心を産業保健に持って頂いたら、どんどん安全衛生のほうに議論を広げていきたいと思っています。ですので、第1回大会でも、発注者の責任に関

するセッションで、建設安全を探り上げています。

労働安全衛生コンサルタントへのメッセージ

森 それでは、最後にコンサルタントにメッセージをいただきたいと思います。

三柴 ありがとうございます。労働安全衛生法は、技術的な労働者保護から社会的な保護へ軸足を移してきて来ています。つまりブルーカラー労働者の怪我や職業病の防止などが以前の主な課題であったところから、人間関係とか、組織関係面にかかる様々な問題から、労働者だけではなくて関係者全般を保護する方向に軸足が移り、広がって来ています。そこではメンタル、生活習慣病、がん就労など、もはやリスクと言っていいのか自体が微妙な、人や組織の生き方や働き方にかかる哲学的な課題が扱われるようになっています。

しかし、こういう新しい課題だけにとらわれていてよいというわけではなくて、技術的な労働保護分野でも積み残し課題がたくさんあるわけです。例えばサプライチャーンのすべてをカバーするリスク管理は、化学物質ではできているのか、機械安全ではできているのかというような課題は、積み残っているわけです。そこでは特にリスクを生み出す者がリスクを管理するという原則が、本来は求められるわけですけれども、できているのかなという疑問があるわけです。ですから、産業保健を取っ掛かりにはしますけれども、安全衛生全体をカバーして社会貢献したいということは、縷々申し上げてるとおりです。

是非、労働安全衛生の専門家でいらっしゃる先生方にご参加いただき、共にこの組織を育てていただければと願っています。